

半田市一時的保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一時的に家庭での保育が困難となる児童に対し、保育所において一時的保育事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象児童及び事業内容)

第2条 この事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の規定による保育の実施の対象とならない満1歳以上の就学前児童とし、事業内容は次のとおりとする。

(1) 非定型的保育事業

保護者の労働、職業訓練、就学等により、断続的に家庭保育が困難となる児童に対する事業

(2) 緊急一時保育事業

保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急一時的に家庭での保育が困難となる児童に対する事業

(3) 私的保育サービス事業

私的な理由その他の事由により一時的に保育が必要となる児童に対する事業

(指定保育所)

第3条 この事業を実施する保育所（以下「指定保育所」という。）の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 この事業は、法第35条第4項の規定により設置した保育所に委託して実施することができる。

(保育期間)

第4条 この事業による保育期間は、次のとおりとする。

(1) 非定型的保育事業

原則として1週につき3日、かつ、1か月につき14日以内とする。

(2) 緊急一時保育事業

保育を必要とする期間とする。ただし、1か月につき14日以内とする。

(3) 私的保育サービス事業

原則として1週につき2日、かつ、1か月につき5日以内とする。

- 2 市長は前項の規定にかかわらず、保育の期間の延長が真にやむを得ないものと認めるときは、必要最小限の保育時間を延長することができる。

(保育時間)

第5条 保育時間は、午前8時から午後4時までとする。ただし、土曜日は午前8時から午後0時30分までとする。

- 2 市長は、保護者等の労働時間及びその他家庭状況を考慮して、保育時間を変更することができる。ただし、指定保育所での開所時間の範囲内とする。

(休業日)

第6条 休業日は、指定保育所の休業日とする。

(入所の手続等)

第7条 この事業による入所を希望する保護者は、半田市一時的保育入所申込書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込書の提出があった場合は、保育の要否、期間等を審査し、保育の必要を認めるときは半田市一時的保育入所決定通知書(様式第2)により通知するものとする。
- 3 市長は、保育の要件に該当しないと認めるときは、半田市一時的保育入所却下通知書(様式第3)により通知するものとする。

(健康診断)

第8条 前条の規定により入所する児童の健康診断は、法第24条の規定に基づき保育を実施する児童に準じて実施する。ただし、緊急一時保育事業及び私的保育サービス事業を利用する児童については、入所時に児童の健康状態等を十分聴取することにより、健康診断を省略することができる。

(利用料の徴収等)

第9条 市長は、入所した児童の保護者から児童一人につき別表第2に定める利用料を徴収する。

- 2 市長は、前項の規定により算出した利用料の額を半田市一時的保育利用料決定通知書兼領収書(様式第4)により、保護者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により通知を受けた者は、納付書に記載の納付期限までにこれを納付しなければならない。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第154条の規定に基づく口頭、掲示その他の方法で納入通知をし、現金により納入する場合は、この限りでない。

(利用料の減免)

第10条 市長は、生活の困窮、災害その他やむを得ない理由により、前条の規定による利用料を納入することが困難であると認めるときは、利用料の全部又は一部を減免することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 半田市緊急一時保育事業実施要綱（平成12年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1半田市立協和保育園の項及び半田市立板山こども園の項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1にじいろ保育園
花園の項の規定は、令和5年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業内容	名称	位置
非定型的保育事業	半田同胞園保育所 のぞみが丘保育園 みらい保育園 あさひ保育園 にじいろ保育園花園 アイگران保育園高根	半田市栄町2丁目22番地 半田市亀崎大洞町3丁目3番地の2 半田市亀崎大洞町3丁目37番地 半田市西大矢知町4丁目61番地の1 半田市有楽町6丁目5番地の2 半田市平地馬場町2丁目4番地の1
緊急一時保育事業	半田同胞園保育所 のぞみが丘保育園 みらい保育園 あさひ保育園 半田市立協和保育園 半田市立修農保育園 半田市立岩滑こども園 半田市立板山こども園 にじいろ保育園花園 アイگران保育園高根	半田市栄町2丁目22番地 半田市亀崎大洞町3丁目3番地の2 半田市亀崎大洞町3丁目37番地 半田市西大矢知町4丁目61番地の1 半田市中島町11丁目1番地 半田市平井町5丁目64番地の2 半田市出口町2丁目163番地 半田市板山町1丁目100番地の10 半田市有楽町6丁目5番地の2 半田市平地馬場町2丁目4番地の1
私的保育サービス	半田同胞園保育所 のぞみが丘保育園 みらい保育園 あさひ保育園 にじいろ保育園花園 アイگران保育園高根	半田市栄町2丁目22番地 半田市亀崎大洞町3丁目3番地の2 半田市亀崎大洞町3丁目37番地 半田市西大矢知町4丁目61番地の1 半田市有楽町6丁目5番地の2 半田市平地馬場町2丁目4番地の1

別表第2（第9条関係）

年齢の区分	利用料（日額）
1・2歳児	2,000円
3歳児	1,000円
4歳児以上	800円

年齢区分は、入園日の属する年度の初日現在の満年齢とする。

3歳児及び4歳児以上は、主食費44円（日額）、副食費236円（日額）を別途徴収する。

整理番号	
------	--

半田市一時的保育入所申込書

年 月 日

半 田 市 長 殿

保護者 住所 半田市 町 丁目 番地

氏名

連絡先 (電話)

入所児童	氏 名				生 年 月 日	
	(ふりがな)				年 月 日生	
入所希望保育所名						
保 育 期 間		年 月 日から 年 月 日まで (日間)				
保 育 時 間		時 分から 時 分まで				
入 所 理 由 (具体的に記入すること)					区 分	1. 非定型的保育 2. 緊急一時保育 3. 私的サービス
入所児童(児童の世帯員を除く)	氏 名	続柄	年齢	職業	勤 務 先	
児童の健康状態、性格、行動特徴						
かかりつけの医者		内科 TEL ()			外科 TEL ()	
緊急時連絡先		氏名 TEL ()			氏名 TEL ()	
利 用 料※		金 円(利用日数 日× 円)				

※の欄は記入しないで下さい。

整理番号	
------	--

半田市一時的保育入所決定通知書

年 月 日

様

半田市長

印

申請のありました件について次のとおり決定します。

入所児童	氏 名		生 年 月 日	
(ふりがな).....		年 月 日生	
入所希望保育所名				
保 育 期 間		年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）		
保 育 時 間		時 分から 時 分まで		
入 所 理 由		区 分	1. 非定型的保育 2. 緊急一時保育 3. 私的サービス	
備 考				

整理番号	
------	--

半田市一時的保育入所却下通知書

年 月 日

様

半田市長

印

年 月 日付けで申請のありました件について、次の理由により却下します。

入所児童氏名及び生 年月日	年 月 日生 (歳)
理 由	
備 考	

整理番号	
------	--

半田市一時的保育利用料決定通知書兼領収書

年 月 日

様

半田市長 印

申請のありました一時的保育の利用料について次のとおり決定します。

入所児童	氏 名		生 年 月 日	
	(ふりがな)		年 月 日生	
入所希望保育所名				
保 育 期 間		年 月 日から 年 月 日まで (日間)		
保 育 時 間		時 分から 時 分まで		
理 由		区 分	1. 非定型的保育 2. 緊急一時保育 3. 私的サービス	
備 考				
利 用 料 金 (領 収 金 額)		金 円(利用日数 日× 円) 領収印		